

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

明日は、日本国憲法が施行されて71回目の憲法記念日です。

日本国憲法は、政府の行為によって戦争の惨禍が起ることのないように決意し、個人の尊厳を最高の価値として、立憲主義に則り、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義を基本原理として制定されました。この71年間、日本国憲法は、国民生活が平和で豊かなものになることについて大きな役割を果たしてきました。

しかし、今般、憲法9条に自衛隊を明記するなどとする憲法改正案が具体的に検討されるに至っています。

当会は、①2014年（平成26年）の“集団的自衛権の行使を容認する”との閣議決定での憲法解釈の変更と②2015年（平成27年）に制定された安全保障法制について、①②は厳格に定められた憲法改正手続きを無視して憲法改正を行うに等しい行為であること及び政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し憲法違反であることとの見解を示しました。憲法改正の動きの結論がどうあれ、①②の憲法違反が正当化されることはないことを、あらためて明確にしておきたいと思えます。したがって、このたびの憲法改正案の是非を検討するについては、その基本的な前提として、立憲主義に反した①②を日本国憲法に適合するものに是正する措置を取ることが最低限必要であると考えます。

また、憲法改正手続法（国民投票法）の是正の問題など、上記憲法改正の議論の前提として、慎重に考えなければならない課題があります。

当会は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする弁護士によって構成される組織として、日本国憲法が個人の尊厳に最高の価値を置くことは不変であることを確認します。そして、当会は、個人の尊厳を確保するため、立憲主義及び日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義を守ることに今後も全力を尽くしていきます。

2018（平成30）年5月2日

佐賀県弁護士会

会 長 奥 田 律 雄